

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画(第三期)

社員が仕事と私生活を両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 2011 年(平成 23 年)4 月 1 日～2015 年(平成 27 年)3 月 31 日までの 4 年間
2. 行動計画策定の基本的な考え方：
  - ・ 次世代育成支援対策推進法にのっとり、①仕事と子育てを両立するための雇用環境整備、②働きかたの見直しに資する多様な労働条件の整備、①と②以外の次世代育成支援対策(職業体験、家庭教育への支援、子育てに関するインフラ整備など自社従業員以外を対象とする支援策)に関する行動計画を策定する。
  - ・ 第一期では育児休業期間の延長、育児時間・時間外勤務免除の適用期間の延長、出産付添休暇/子の看護休暇の新設など、仕事と私生活の両立に関する制度整備は法律を上回る水準での整備を実施した。
  - ・ 第二期では育児休業期間の一部有給化、育児時差出勤制度の新設、出産・育児に関する制度の周知と有効利用促進、社会貢献活動の一つとして次世代の子供たちへの教育支援などを実施した。
  - ・ 第三期行動計画では、出産・育児関連制度の有効活用を促進させるとともに、男性社員の配偶者出産時の付添休暇や育児休業の取得促進の為の啓発活動、所定外労働の削減の為の措置の実施等、働き方の多様化について理解ある企業風土の醸成と多様化に対応する基盤制度の実効性向上に重点を置く一方、子ども・子育てに関する地域貢献活動などの次世代育成活動への支援を継続実施するものとする。

### 3. 内 容:

- 目標①： 仕事と子育ての両立支援(育児に関する制度の周知、利用促進など)
- 目標②： 柔軟な働き方に対応する制度の検討
- 目標③： 総労働時間の短縮促進(時間外労働削減、有給休暇取得促進など)
- 目標④： ワークライフバランスに関する啓蒙活動(研修、イントラネット活用など)
- 目標⑤： 社会貢献活動としての次世代への教育支援(高等専門学校生の海外インターンシップ支援、当該活動を実施している NPO、財団法人への支援等)